

平成21年10月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 この度、「保医発0930第1号」により、下記の検査項目に検査実施料
 の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

適用日 : 平成21年10月1日から適用

検査方法の材料条件が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分	診療報酬 点数表区分	備考
淋菌及びクラミジア トラコマチス同時核 酸増幅同定精密検査	300点	微生物学的 検査 (150点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量検 査の4	<p>ア. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染症が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、「D012」の「21」の淋菌同定精密検査、「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、「D023」の「2」の淋菌核酸同定検査、又はクラミジアトラコマチス核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>

測定方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分	診療報酬 点数表区分	備 考
シスタチンC 精密測定	130点	生化学的検査() (144点)	「D007」 血液化学検査の23	<p>ア. シスタチンC精密測定は、<u>EIA法</u>、<u>ラテックス凝集比濁法</u>、<u>金コロイド凝集法</u>又は<u>ネフェロメトリー法</u>により実施した場合のみ算定できる。</p> <p>イ. シスタチンC精密測定は、<u>尿素窒素(BUN)</u>又は<u>クレアチニン</u>により腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、<u>ペントシジン</u>を併せて実施した場合は、<u>主たるもののみ算定する</u>。</p>